

# 面会交流支援の利用方法



ひとり親サポートセンター

本 所 : 054-254-1191

東部支所 : 055-951-8255

中部支所 : 054-284-0008

西部支所 : 053-452-7107

## 費用

### 支援を受ける費用は無料です。

事前相談や面会交流の実施に要する交通費、面会交流にかかる費用など、実費相当についてはご自身でご負担いただきます。

## 支援対象者

### ①～⑥のすべてに該当することが必要です。

- ①面会交流の対象となる子と同居の親は、静岡市・浜松市に住所を有すること
- ②同居親と別居親の間に面会交流の取り決めがあること  
また、本事業の支援を受けることを父母間で合意していること  
取り決めや合意自体を一方の親に説得するような支援は行いません
- ③申込み時点で、子の年齢が15歳未満であること
- ④同居親と別居親のどちらかが児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること
- ⑤子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと
- ⑥過去に本事業の対象となったことのないこと

## 面会交流支援の流れ

申込み

ひとり親サポートセンターへ申込む

面会交流支援申込書

資格確認

次の書類を父母双方からご提出いただきます

- ①児童扶養手当受給者証の写し又は所得証明書の写しなど
- ②面会交流の合意を確認できる書類(離婚協議書、公正証書、調停調書、審判書、判決書等のコピー)
- ③その他、戸籍謄本や住民票の写しなどが必要な場合があります

事前面談

合意

専門家により個々の事情を考慮しながら面会交流の具体的な方法(支援計画)を決めます  
父母が別々に行うことも可能ですが、最終的に双方の意見が一致することが必要です  
支援計画及び誓約事項の内容に合意し、父母双方から「誓約書」の提出をもって正式な受付となります

誓約書

実施頻度は月1回までとする(事前面談は1回のみ)

実施方法の調整

当日までの支援

面会交流支援は2回から3回をもって当方での支援は終了となります

支援の実施について

緊急事態宣言が発令された場合及び、静岡県警の警報レベル4となった場合は支援を見合わせていただきます。